

令和7年度 横手市奨学生追加募集要項

横手市教育委員会

横手市では、在学中でありながら、修学の継続が経済的に困難となった学生を対象に、奨学生を追加募集します。

1. 申込資格

次の全てを満たす方が奨学生の対象となります。

- ① 今春（令和7年4月）に高等学校、大学等に入学の方、または在学中の方。
- ② 横手市に住所を有する方（または有していた方）で、保護者が現に横手市に住所を有していること。
- ③ 学費の支出が困難な家庭であること。
- ④ 学業が優秀で性行が善良であること。

2. 貸付金額

- ① 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校 月額20,000円以内
 - ② 大学、短期大学、専門課程を置く専修学校 月額50,000円以内
- なお、横手市の奨学金は①②とも無利子です。

注）対象となるのは学校教育法に基づく学校であり、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等（大曲技術専門学校や秋田職業能力開発短期大学校など）は対象となりません。

3. 貸付期間、貸付方法

貸付期間は申込みのあった月からその学校における正規の修業期間を終了する月までとし、原則として毎月、月額を本人名義口座への振込により貸付します。

4. 貸付決定等

6月より申込みを随時受け付けます。奨学生の決定については「奨学生選考委員会」で審議し、申込者に対して、選考結果（貸付の可否）を文書で通知します。

定員は5人程度を予定していますが、申込者数が定員内であっても、申込者全員に貸付できるとは限りません。予めご了承ください。

また、裏面の「8.その他留意点」をご確認ください。

5. 奨学金の償還（返済）について

貸付期間が終了した翌日から1年経過してから、10年以内（修業期間又は貸付期間が4年を超える場合にあっては15年以内）に貸付金全額を償還していただきます。

6. 申込み・問合せ先

横手市教育委員会 学校教育課 電話：0182-32-2414
〒013-8601 横手市条里一丁目1番64号（消防本部の南隣の建物）
こちらを読み込むとホームページが確認できます 📄
横手市HP <https://www.city.yokote.lg.jp/> ページ番号「1005200」



申込みに必要な書類については裏面をご覧ください。

7. 出願書類等

申込みにあたっては、次の①～⑧全ての書類を提出してください。

申込受付期間： **令和7年6月2日（月）～ 随時受付します**

	出 願 書 類	記 入 上 の 留 意 点 等
①	貸付願	理由欄は、学生本人の言葉で将来のビジョン等を含め詳しく書いてください。申込者住所は住民票に記録されている住所を記入してください。
②	家族の家計調書	同一生計の家族の状況を記入してください。 住所欄は、入学後の本人の実際の居住地を記入してください。
③	家族全員の1年間(R6.1月～12月)の収入が確認できる書類	市役所で発行する令和7年度課税証明書（所得証明書、非課税証明書）。 ※年金受給者も課税証明書が必要です。
④	連帯保証人(保護者を除く)の1年間(R6.1月～12月)の収入が確認できる書類	上記に同じです。 <u>連帯保証人（保護者を除く）は、次の全てを満たす方。</u> 1) 秋田県内に住所を有する者。 2) 身元が確実で独立の生計を営む満60歳以下の成年であること。 3) 債務を弁済する能力を有していること。 4) 成年被後見人または被保佐人でないこと。 5) 奨学生と生計を同じくする者でないこと。
⑤	最終出身校または在学からの学業成績証明書	新入学で申込みの場合は最終出身校から、在学で申込みの場合は在学から取り寄せてください。
⑥	最終出身校または在学からの学校長からの推薦書	新入学で申込みの場合は最終出身校から、在学で申込みの場合は在学から取り寄せてください。（開封無効） 様式は問いませんが、参考様式があります。
⑦	在学証明書	令和7年4月1日以降の日付のものがが必要です。
⑧	本人および同一生計の家族の住民票	<u>「住民票世帯全員」で本籍地・筆頭者、世帯主・続柄を省略せず</u> <u>に表示されたものを交付請求してください。</u> (世帯分離している同居家族の分も含む。)

※①、②、⑥の用紙は教育委員会、各地域局市民サービス課（横手地域は本庁舎総合案内窓口）に置いてあります。市のホームページからダウンロード・印刷して利用することもできます。

8. その他留意点

- (1) 横手市奨学金は他の奨学金制度と併願・併用が可能ですが、他の奨学金制度では併用不可の場合もありますので、ご確認のうえで申込みください。
- (2) 貸付決定となった場合は、別途「借用証書」等の書類の提出が必要です。借用証書には奨学生と連帯保証人（保護者含む2名）の印鑑登録証明書を添付してください。印鑑を登録する際は、本人が本人確認書類と印鑑を持参して市民課や地域局窓口で手続きしてください。代理人が手続きする場合は、登録まで日数を要します。
- (3) 郵送による提出も可能ですので、事前にご相談ください。